

令和7年第3回

# 荒川区教育委員会定例会

令和7年2月13日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和7年荒川区教育委員会第3回定例会

1 日 時	令和7年2月13日	午後2時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員	高 梨 博 和 小 林 敦 子 長 島 啓 記 坂 田 一 郎
4 欠席委員	委 員	繁 田 雅 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 教育施設課長 <del>教育施設担当課長</del> 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 ふるさと文化館学芸員 書 記 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 田 中 欣 也 井 上 千 恵 渡 辺 裕 登 下 条 知 淑 杉 山 茂 篠 原 啓 輔 亀 川 泰 照 原 田 正 伸 齋 藤 一 幸 吉 田 夏 彦 宮 島 弘 江

( 1 ) 審議事項

議案第 6 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条に基づく内申について

議案第 8 号 令和 6 年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

( 2 ) 報告事項

ア 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

( 3 ) その他

**教育長** ただいまから令和7年第3回定例会を開催します。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日は4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

11月8日開催の第21回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認をお願いしてまいりました。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認め、承認させていただきます。

また、現在11月22日開催の第22回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えております。恐縮ですが次回までに御確認いただき、お気づきの点等について事務局まで御連絡をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから本日の議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。

本日は、審議事項3件、報告事項1件となっております。

初めに、議案第6号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題とします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

**教育総務課長** 議案第6号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由を御覧いただければと思います。令和6年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

改正理由でございます。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきまして、適用除外の規定から住居手当に係る規定を削除するものでございます。

経緯でございます。国におきまして、令和6年度人事院勧告において、高齢者層職員の能力及び経験の活用が進められてきていること等を踏まえまして、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与面のさらなる支援のために、今現在支給されてございません住居手当を支給することといたしました。

これを受けまして、特別区におきまして、令和7年度から住居手当を支給することにつきまして、令和7年2月6日に特別区職員労働組合と妥結をいたしまして、今回条例改正をするものでございます。

条例の内容について記載がございます。先ほどから繰り返しになりますが、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当を適用除外としていた条項について削

除するものでございます。令和7年度から常勤職員と同様に住居手当は出るという形になります。住居手当の内容につきましては記載がありますように、対象となっている方が、月額2万7,000円以上の家賃を賃貸している場合に月額8,300円、27歳以下や32歳以下の場合にはもう少し額が上乗せされておりますけれども、それが支給されるものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

また、区の事務職員などについても同様に改正が行われるのですが、幼稚園教育職員につきましては、今現在、一番年齢が高い方についても51歳なので対象となる方はおりません。それまでの間に定年が延長になって65歳になる頃には、もうこの暫定再任用、この制度がなくなってしまうので、今回、条例改正はありますけれども対象者はございません。

以上でございます。

**教育長** それでは、ただいまの説明につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

長島委員。

**長島委員** 再任用について、よく分かっていないところがあるので、再任用というのは定年後に再び任用されるということだと思っておりますが、今出てきたのは定年前再任用短時間勤務職員、それから暫定再任用職員です。どのようになってきたのか少し教えていただけますか。

**教育総務課長** 以前は定年が60歳で、その後65歳までの間は暫定再任用という形になっていきます。定年前再任用短時間というのは、定年を迎える前の間に、フルタイムから短時間になるものを再任用するという形になります。今年ですと定年制が61歳になっていきますので、今ですと61から65になるまでが暫定再任用の期間になっています。それが定年が62歳、63歳となってきますとだんだんと少なくなっていく形でございます。

**長島委員** 65歳過ぎて暫定がなくなって普通の再任用というのはあるということですか。今だと61歳で定年になって、その人は、まだ暫定なのか、そうではないですか。

**教育総務課長** 今現在の制度からすると、65歳を超しての再任用というのはございません。

例えば、会計年度任用職員などそのような形で新たにもう1回雇用をし直すという形になります。

**教育長** 少し分かりにくいので、今まだ過渡期なのですね。ですから階段状になっているので、後で表をお示ししたいと思います。

そのほかはいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** ないようであれば、質疑を終了します。

議案第6号につきまして、御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** 討論を終了します。

議案第6号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認めます。議案第6号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第7号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について」を議題といたします。

本件は人事の案件でございます。そのため議案第7号について会議を非公開として審議させていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認めます。議案第7号についての会議は非公開とします。事務局は説明者を除き退出をお願いします。

〔 退出 〕

〔 入室 〕

**教育長** それでは、続きまして、議案第8号「令和6年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題とします。篠原生涯学習課長、説明をお願いします。

**生涯学習課長** 議案第8号「令和6年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」でございます。

提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定によりまして、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うための御提案でございます。

内容でございます。荒川区指定文化財とすべきものは1件、指定認定の継続審議とすべきものが1件、登録認定の継続審議とすべきものが1件でございます。

ここからは、ふるさと文化館の学芸員のほうから御説明をさせていただきます。

**ふるさと文化館学芸員** 10ページ、11ページ、13ページで内容について御説明させていただきます。

まず、指定すべき文化財につきまして、指物の渡辺光さんになります。指物はほぞを用いた技術で作り上げられる木製品の技術ですけれども、この技術の保持者の渡辺さんは父の稟三さんから技術を修得しました。その稟三さんは江戸時代以来の指物師として知られる安保木常吉さんの系譜を引く谷中本村、これは日暮里駅辺りですけれども、この岡本正道さんに師事したということで系譜上、江戸以来の技術を継いでいるということが確認されました。

光さんは平成5年に稟三氏が逝去したため家業を継いだということで、現在は茶筆筥や鏡

台、座卓、茶櫃など様々な家具や調度品を注文に応じて製作されております。現役の歌舞伎役者から注文が入った鏡台なども手掛けております。また、近年では、修理の依頼も多いということです。

材料としましては、桑、黄蘗、猷保梨、櫻、桐などを用いますが、渡辺さんはこの桑材で指物を作るということでよく知られております。

後継者につきましては、荒川区伝統工芸技術継承者支援事業によりまして、娘さんの久瑠美氏を指導して育成されております。

作業の様子はこの10ページの真ん中辺りの写真のとおりで、右側の写真は経産大臣賞を受賞した作品になります。

指定理由・指定基準につきまして、指定理由を読み上げさせていただきます。

木材がもつ本来の木目を生かした江戸の指物の技術は、日本の文化に根差した木製家具製作に不可欠な技術であり、区にとって大変貴重である。荒川区文化財保護条例の指定基準は右のとおりです。

次いで、認定理由につきまして、読み上げさせていただきます。保持者は、50年以上にわたり指物の製作に従事し、その系譜も明らかである。また、指物の技術に精通し、伝統的な技法で木製の家具や調度品を製作する技術は確かである。数少ない桑材の指物師として区内外からの評価が高く、区にとって大変貴重である。

続きまして11ページ、継続審議にすべき文化財で、七面明神立像になります。こちらの所在地は、西日暮里三丁目の延命院になります。

内容の説明に移ります。こちらは江戸の本当に最初の頃に、江戸に勧請された七面明神としてよく知られておりまして、これに伴い延命院も江戸初期からの江戸名所として知られるようになっていきました。七面明神立像については、体の中に木札とお経が入ってまして、その墨書銘から慶安3年につくられたということがはっきりしております。また、弥兵衛という仏師がつくったことというのも確定しております。

像の高さは45.9センチですが、台座と輪光等々を合わせると1メートル弱の像になります。彩色の像になっておりまして、金泥などを用いまして衣や衣装などを表現しております。

これは七面明神の必ず持っているものですが、右手に鍵を持っていて、左手に宝珠を乗せているというような形式になっておりまして、全体としてこの像の観察から得られる様式としては、江戸時代前期の特徴をよく表しております。

ただ、この七面明神自体がまず厨子に納められておりまして、さらにその厨子を宮殿というお稲荷さんのほこのようなものに納め、さらに、それが建物の中に入っているのですが、

その宮殿の中に持国天像、毘沙門天像、あるいはこの写真には載せていませんが、お寺の宝とされている神龍のうろこや鏡、三宝など数々のものが同時に納められております。それを観察したところ、写真の例えば一番右のものです。これは毘沙門天の背中のほうにあたりますが、このような題目等々が書かれていますことが今年度新たに確認されました。

継続理由としましては次のとおりです。当該登録文化財は、制作年、仏師、造立趣旨が確認できる江戸時代の彫刻の規準作品として区内に伝来した仏像彫刻の中でも大変貴重である。また、地域の歴史・文化を知る上でも重要であり、保存の必要があると考えられる。しかしながら、調査等で、宮殿・厨子の中から新たに仏像・什物が発見され、当該資料の価値を判断するためにはこれらに関して追加調査を行い、精緻な写真を撮影のうえ、相互関係を検討する必要があることを確認したため、継続審議することとしたい。なお、確認した仏像・什物等も文化財的価値があると思われ、区にとって貴重であり、七面堂や宮殿と合わせて総合的な調査の必要がある。

続きまして、登録文化財の中の継続審議すべき文化財について説明いたします。こちらは八幡堀跡になります。

まず、左側の下の江戸時代の地図を御覧ください。少し小さくて恐縮なのですが、真ん中辺りに鳥居が見えると思うのですが、こちらが尾久八幡神社になります。その上に逆のY字みたいな形で水路があるのですけれども、この水路のことになります。内容につきましては、八幡堀は灌漑用、交通用の水路として上尾久村に設けられた隅田川につながっている水路です。田畑に水を潤すための用水と、あと排水するほうの悪水路と2種類農業用の水路はあるのですが、そのうちの悪水路にこのY字の八幡神社の上側のほうが当たります。

そのほか、この悪水路としてだけの利用だけではなく、下肥や野菜などの運搬が行われており、この堀に船を入れて使われていました。近代になると、尾久の近代化、特に王子電車の敷設以降、工場が進出して田畑は住宅地になっていく中で用水としての使命を終えていきます。ただ、このY字も墨田川につながる水路のほうは特に河口部に鉛筆工場や競艇用ボートの艇庫などが設けられて、その後も利用されていたことが分かっています。昭和7年に荒川区が誕生したときに、東京市のほうで下水道整備が行われて、その際にこの水路が一挙に暗渠化されていった可能性が高いというところまで確認されました。なお、八幡神社の北側に今ある八幡堀公園ですが、ここは水路を暗渠化して空き地になっていたところに公園を造ったというところまでは分かっています。

そのほか、時代はずっと下りますが、昭和60年に尾久宮前小学校が実施した八幡堀の水路調査や区民有志による「見えない川探偵団」の活動が契機となって、この辺の水路跡というのが「八幡堀プロムナード」として整備されて、各種説明板や公園として地域の方々を知

られるところとなっております。

ただ、この八幡堀という名称につきましては、荒川史談会の本になりますが、『荒川区史跡散歩』によると、都電通りより北側をどうも八幡堀と指しているような記載などがございまして、この辺、範囲や名称などにつきましては、さらに調査が必要であるということになりました。

継続理由につきましては、今述べたようなことになりますが、範囲や名称などの検証にあたり、現地調査及び古地図に追加すべき資料を調査する必要があることを確認したため、継続審議することとしたいということになります。

以上です。

**教育長** ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いします。

坂田委員。

**坂田委員** 最近、継続審議が時々見られるようになったと感じていまして、それはたまたま意見によるのか、丁寧に調査されているのかというか、その辺はどうなのですか。

**生涯学習課長** 全体としては案件によってということが多いかと考えております。例えば、1件目の七面立像の関係も、調査に行ったところまた新たな発見があり、また追跡調査が必要というようなところ。2件目の八幡堀につきましても、その古地図と現在との乖離部分をもう少し突き詰めないとこの状態では、まだ登録までは至らないかというような審議会の御意見などもありまして、今回は継続になっているというようなことで、案件ごとにそのような判断をさせていただいているところでございます。

**坂田委員** 厨子の中から出てきたというのは、たしか少し前にもあったような記憶があるのですけれども。

**ふるさと文化館学芸員** またさらにということですか。

**坂田委員** なるほど、分かりました。

**教育長** そのほかいかがでしょうか。

**生涯学習課長** 補足で補わせていただきますと、やはり審議会に委員となっただけでいる有識者の先生方、大学の先生ですが、日程を調整するのも結構大変な中で、追跡というと新たな日程をもう1回確保するというようなことがなかなか難しい状況もありまして、それでそのようなときに追跡、引き続きの調査については次年度も含めてやりましようとなっているところでございます。

**教育長** いかがでしょうか。

小林委員。

**小林委員** せっかくの機会なので教えていただきたいのですけれども。10ページのところで、

数少ない桑材の指物師ということがあるのですけれども、実際は桑材を使う方は少ないのですか。その辺りを教えていただければと思います。

**ふるさと文化館学芸員** 指物師自体も全体としてはニーズが少なくなっている中で、特に桑材を得意とされているというのが渡辺家ということです。

**小林委員** そうですか。加工しづらいとか、そのようなことはあるのですか。

**ふるさと文化館学芸員** そのようですね。一般に硬い方が難しいそうですが、渡辺さんによるとやりやすいところもあるとのこと。

**小林委員** そうですか。分かりました。ありがとうございます。

**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** では、私からも1点だけ。先ほどの坂田先生の質問に関連して、この延命院は前に木造七面明神立像の宮殿を指定したではないですか。その後、立像も価値があるのではないかとということで文化財で調査してもらっているのですけれども、お寺さんだったらもう調査するたびにいろいろ出てくるのではないのですか。そうでもないのですか。

**ふるさと文化館学芸員** 実はそうです。

**教育長** 延命院さんには御協力いただいていますか。

**ふるさと文化館学芸員** 一步一步近づいてようやく協力していただけるような形になりまして、今回は特にこの偈頌のような銘文が入っているものがたくさん出てきたというのがありまして、そうすると、時期の問題などが像の形より明確に出てくるもので、それで少し、また時間がかかりそうだという感じがしております。

**教育長** ぜひ、延命院さんには御協力いただいて、調査が進むといいですね。

**ふるさと文化館学芸員** ありがとうございます。

**教育長** それでは、議案第8号につきまして、そのほか御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** 討論を終了いたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認めます。議案第8号「令和6年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項ア「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」を議題とします。篠原生涯学習課長、説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」、御報告をさせていた

だきます。

ポイントでございます。本事業における新規継承者育成支援事業（ステップ2）について、1名が次年度の補助延長を希望しておりまして、文化財保護審議会のほうから延長は妥当であるとの回答を得ましたので、報告するものでございます。

内容でございます。1、文化財保護審議会の回答ですが、本事業の延長は妥当であるとの回答でございました。

2、補助延長希望者は長澤利久さん。鍛金でございます。継承者は熊木花帆さん。開始年月は、令和2年1月でありまして、今回で3度目の延長希望でございます。

延長の理由でございますが、5年間の修行で標準的な形式の急須の胴体の打ち出し、溶接、着色工程の下準備などは修得しております。

一方で、仕上げ着色においては、意図する色が出せるまでにはまだ至っていないといったことから、今後は仕上げ、着色技術のさらなる研鑽、高度な技術が必要となる急須の注ぎ口部分の製作技術、部位の組み方など各部を取りまとめて全工程を通して継承者1人で自在に完成品を製作できるようにすることを目指しての技術指導を行っていく予定でございます。

3、継承者育成支援事業（ステップ2）の補助内容でございます。新規継承者への研修手当として月額5,000円、保持者への材料費補助として月額1万2,000円、継承者への家賃補助として月額3万円を支給するなどでございます。

なお、裏面の4、その他支援事業の状況でございます。今回延長となりました熊木さんがNo.19、それから並びにNo.20の手塚さんが今現在ステップ2で修業中でございます。No.21の宮本さん、先だって決定を御報告させていただきましたが、ステップ1で支援中となっております。

雑駁ではございますが説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**教育長** それでは、ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いします。

坂田委員。

**坂田委員** このような技術の承継については一定の期間がかかることはもう明確だと思うのです。延長に関する審議は結構あるのですけれども、審議会のほうではもうお分かりかと思えますけれども、大体これぐらいが目途などそのようなものがあってもいいのかと思えます。今もこの延長理由のところを拝見していても、やはりこのレベルのことを修得するにはもとの想定の間ではやはりかなりハードルが高いというかそのようなことなのかと読めます。以上です。

**教育長** そのほかはいかがでしょうか。

ちなみに、何回延長はいいのでしたか。5回でしたか、3回でしたか。

**生涯学習課長** ステップ2に入ったときに、まず最初の基本の期間としては3年間で基本の修業期間となっております。その後、さらなる延長が必要というときには1年単位で延長の希望を申出に基づいて、上限は最大6年となっておりますので、今回の3回が上限という形になります。

**教育長** 3回が最後ということは、これで最後ですか。

**生涯学習課長** はい。

**教育長** 大丈夫でしょうか、仕上げ、着色は。

**生涯学習課長** 一応、今回の延長で一通りの作業全て自在に完成させられるところまで指導すると聞いてございます。

**教育長** そのほかいかがでしょうか。

**長島委員** 分野によってステップ2など、必要な年限が少し違うかもしれない可能性はあるわけですか。

**生涯学習課長** 御指摘のとおりだと思います。

**長島委員** 今は最長6年となっているということですね。

**生涯学習課長** 御指摘のとおりで、今現在は最長6年という形で規定してございます。特段、保存会のほうからさらなる上限の延長というような御希望は今のところは出ていないという状況でございます。

**教育長** よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** それでは、報告了承とさせていただきます。

最後のその他の報告事項として、教育委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

**教育総務課長** 19ページを御覧いただければと思います。今回修正箇所はございません。しかし、下の段を御覧いただければと思います。明日の2月14日が尾久小学校の研究発表、来週の18日が諏訪台中学校の研究発表となっております。

また、3月14日につきましては、定例会と併せまして教育褒賞の表彰式典がございますのでよろしく申し上げます。

また、3月19日及び24日につきましては、中学校及び小学校の卒業式がございますので、教育委員会の皆様にもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

**教育長** 以上をもちまして、教育委員会令和7年第3回定例会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

了